

令和 8 年和泉市議会第 2 回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件 名	摘 要
議案第 3 7 号	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第 3 8 号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 6
議案第 3 9 号	和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 2 5
議案第 4 2 号	和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2 9
議案第 4 3 号	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	P. 3 2
議案第 4 4 号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 3 4
議案第 4 6 号	和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 3 7
議案第 4 7 号	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 0
議案第 4 8 号	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 3
議案第 4 9 号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 6
議案第 5 0 号	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4 9
議案第 5 1 号	和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 5 3
議案第 5 2 号	和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について	P. 5 7
議案第 5 3 号	和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について	P. 6 0
議案第 5 4 号	和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について	P. 6 3
議案第 5 5 号	和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について	P. 6 7

頁数には、表紙・目次を含みます。

議案第 37 号

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市リージョンセンターの利用料金を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例（平成１９年和泉市条例第２４号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧										
別表（第１１条関係） 和泉市南部リージョンセンター基本利用料金 (単位：円)									別表（第１１条関係） 和泉市南部リージョンセンター基本利用料金 (単位：円)										
利用時間区分 利用室名		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり		午前		午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり		
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	9:00～18:00	18:00～22:00			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	9:00～18:00	18:00～22:00
和室		1,430	1,910	2,070	3,340	3,980	5,410	480	520	和室		1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
中会議室（１）		1,430	1,910	2,070	3,340	3,980	5,410	480	520	中会議室（１）		1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
中会議室（２）		1,430	1,910	2,070	3,340	3,980	5,410	480	520	中会議室（２）		1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
大会議室		2,880	3,830	4,160	6,710	7,990	10,870	960	1,040	大会議室		2,310	3,070	3,330	5,380	6,400	8,710	770	840
多目的室	休日	16,380	21,830	24,080	38,210	45,910	62,290	5,460	6,020	多目的室	休日	13,110	17,470	19,270	30,580	36,740	49,850	4,370	4,820
	平日	13,110	17,470	19,270	30,580	36,740	49,850	4,370	4,820		平日	10,490	13,980	15,420	24,480	29,410	39,900	3,500	3,860
控室		950	1,270	1,430	2,220	2,700	3,650	320	360	控室		760	1,020	1,150	1,780	2,170	2,930	260	290
料理室		4,320	5,770	6,410	10,090	12,180	16,500	1,450	1,610	料理室		3,460	4,620	5,130	8,080	9,750	13,210	1,160	1,290
音楽室		3,830	5,130	5,620	8,960	10,750	14,580	1,280	1,410	音楽室		3,070	4,110	4,500	7,180	8,610	11,680	1,030	1,130
備考 １～４ 略 ５ 利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）入場料等の最高額が <u>2,500円</u> を超え <u>5,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額									備考 １～４ 略 ５ 利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）入場料等の最高額が <u>2,000円</u> を超え <u>4,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額										

新									旧								
(2) 入場料等の最高額が <u>5, 0 0 0円</u> を超え <u>7, 5 0 0円</u> 以下の場合 基本利用料金の1. 5 倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>7, 5 0 0円</u> を超える場合 基本利用料金の2 倍の額 6～8 略 和泉市北部リージョンセンター基本利用料金 (1) 施設									(2) 入場料等の最高額が <u>4, 0 0 0円</u> を超え <u>6, 0 0 0円</u> 以下の場合 基本利用料金の1. 5 倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>6, 0 0 0円</u> を超える場合 基本利用料金の2 倍の額 6～8 略 和泉市北部リージョンセンター基本利用料金 (1) 施設								
(単位：円)									(単位：円)								
利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00 ～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 18:00	18:00～ 22:00		9:00 ～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 18:00	18:00～ 22:00
和室	1,500	2,000	2,250	3,500	4,250	5,750	500	570	和室	1,200	1,600	1,800	2,800	3,400	4,600	400	450
会議室（1）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	会議室（1）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
会議室（2）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	会議室（2）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室（1）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	集会室（1）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室（2）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	集会室（2）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室（3）	3,750	5,000	5,500	8,750	10,500	14,250	1,250	1,380	集会室（3）	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
多目的室	3,750	5,000	5,500	8,750	10,500	14,250	1,250	1,380	多目的室	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
料理室	3,750	5,000	5,500	8,750	10,500	14,250	1,250	1,380	料理室	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
多目的 グラウンド	1 時間につき370円								多目的 グラウンド	1 時間につき300円							
備考 略 (2) 略									備考 略 (2) 略								

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金（和泉市南部リージョンセンターにあっては、許可に係る料金）について適用し、同日前の利用に係る料金（和泉市南部リージョンセンターにあっては、許可に係る料金）については、なお従前の例による。

議案第 38 号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正により、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、固定資産税の免税点の見直し及びふるさと納税に係る寄附金税額控除の特例控除額の見直しを行うとともに、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市税条例の一部改正）

第1条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第13条の11 略 2 略 3 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 4 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 5 法附則第15条第24項第4号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>6～10</u> 略	附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第13条の11 略 2 略 3 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 4 法附則第15条第25項第2号に規定にする市町村の条例で定める割合は<u>7分の6</u>とする。 5 法附則第15条第25項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>6 法附則第15条第25項第4号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>7～11</u> 略

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(寄附金税額控除) 第14条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定するものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあつて市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第14条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8)略 (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する<u>公益信託</u>の信託財	(寄附金税額控除) 第14条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは<u>金銭</u>(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定するものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあつて市民の福祉の増進に寄与するものであるとして市長が指定するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第14条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8)略 (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産

新	旧
産とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (10) 略 2 前項に規定する寄附金に係る市長の指定は、規則で定めるところにより寄附金を受領する法人、団体又は<u>公益信託</u>の受託者からの申請に基づいて行うものとする。 3 略 4 市長の指定を受けた寄附金（以下この条において「<u>指定寄附金</u>」という。）を受領する法人、団体又は<u>公益信託</u>の受託者（以下この条において「法人等」という。）は、第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。 5 法人等は、毎年3月15日までに、規則で定めるところにより<u>指定寄附金報告書</u>その他の書類を市長に提出しなければならない。 6 市長は、<u>指定寄附金</u>が第1項に規定する指定の要件に該当しなくなったとき又は法人等がこの条例による寄附金税額控除に関して不正な行為を行ったときは、指定を取り消すものとする。 7 略 8 第2項の申請があった日の属する年の1月1日から<u>指定寄附金</u>	とするために支出した<u>金銭</u> (10) 略 2 前項に規定する寄附金又は<u>金銭</u>に係る市長の指定は、規則で定めるところにより寄附金又は<u>金銭</u>を受領する法人、団体又は<u>特定公益信託</u>の受託者からの申請に基づいて行うものとする。 3 略 4 市長の指定を受けた寄附金又は<u>金銭</u>（以下この条において「<u>指定寄附金等</u>」という。）を受領する法人、団体又は<u>特定公益信託</u>の受託者（以下この条において「法人等」という。）は、第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。 5 法人等は、毎年3月15日までに、規則で定めるところにより<u>指定寄附金等報告書</u>その他の書類を市長に提出しなければならない。 6 市長は、<u>指定寄附金等</u>が第1項に規定する指定の要件に該当しなくなったとき又は法人等がこの条例による寄附金税額控除に関して不正な行為を行ったときは、指定を取り消すものとする。 7 略 8 第2項の申請があった日の属する年の1月1日から<u>指定寄附金</u>

新	旧
の指定を受けた日までの間の寄附金（第１項に規定する指定の要件に係るものに限る。）は、<u>指定寄附金</u>とみなす。	<u>等</u>の指定を受けた日までの間の寄附金<u>又は金銭</u>（第１項に規定する指定の要件に係るものに限る。）は、<u>指定寄附金等</u>とみなす。
９ 略 （市民税の申告等）	９ 略 （市民税の申告等）
第１５条 法第２９４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額	第１５条 法第２９４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額

新	旧
(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第15条の2の2第1項第3号並びに第15条の2の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第14条の4の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条の2第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第15条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次	(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第15条の2の2第1項第3号及び第15条の2の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第14条の4の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条の2第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第15条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次

新	旧
に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名 (3)、(4) 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項</u>及び第23条の8第3項において同じ。）により提供することがで	に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)、(4) 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>及び第23条の8第3項において同じ。）により提供することがで

新	旧
きる。 6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第15条の2の3 <u>次に掲げる者</u> (以下この条において「公的年金等受給者」という。) <u>は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)</u> から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、<u>次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>	きる。 6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第15条の2の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第23条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u> をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u> を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) <u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)</u> から毎

新	旧
(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条の2第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第23条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条の2第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公</u>	年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、<u>次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u>

新	旧
<u>的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> 2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>(3) 特定配偶者の氏名</u> <u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(5) その他施行規則で定める事項</u> 3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書</u>	<u>(4) その他施行規則で定める事項</u> 2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に</u>

新	旧
に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項又は同条第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項又は同条第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。	に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
<u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>施行令第48条の9の8</u>において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	<u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>施行令第48条の9の7の3</u>において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
<u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とある	<u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とある

新	旧
のは「提供を受けた日」とする。 附 則 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) <u>第3条の2</u> 略 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別	のは「提供を受けた日」とする。 附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第3条の2</u> 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) <u>第3条の3</u> 略 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別

新	旧
措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合 （同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第13条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合 （同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度<u>から令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第13条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第3条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(固定資産税の免税点) 第24条の7 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	(固定資産税の免税点) 第24条の7 同一の者について<u>市内における</u>その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第4条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(寄附金税額控除) 第14条の4 略 2～8 略 9 第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第4条の4 第14条の4の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号	(寄附金税額控除) 第14条の4 略 2～8 略 9 第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第4条の4 第14条の4の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号

新	旧
に掲げる場合に該当する場合又は第14条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第8条の3第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項、附則第12条の2の2第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の4第9項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 第4条の5の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第14条の4第1項及び第9項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡	に掲げる場合に該当する場合又は第14条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第8条の3第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項、附則第12条の2の2第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の4第9項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 第4条の5の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第14条の4第1項及び第9項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡

新	旧
所得に係る市民税の課税の特例) 第10条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。</u>）に該当するときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</u> 3 略 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するもの</u>をしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊</u>	所得に係る市民税の課税の特例) 第10条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。</u>）に該当するときにおける前条第1項の規定により課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</u> 3 略

新	旧
<u>危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第2条の規定 令和9年1月1日
- （2）第3条及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- （3）第4条の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第2条の規定による改正後の和泉市税条例（以下「第2条改正後条例」という。）第14条の4第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

- 2 第2条改正後条例第15条の2の3第1項及び第2項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第2条の規定による改正前の和泉市税条例第15条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 第2条改正後条例附則第4条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の和泉市税条例附則第10条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和10年1月1日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- （固定資産税に関する経過措置）

第3条 第3条の規定による改正後の和泉市税条例第24条の7の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立人権文化センターの使用料を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立人権文化センター条例（平成13年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧								
別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館基本料金 (単位：円)									別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館基本料金 (単位：円)								
利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	1時間当たり	
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 22:00		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 22:00
大会議室	10,150	11,710	11,710	21,860	23,420	33,570	3,390	2,930	大会議室	8,120	9,370	9,370	17,490	18,740	26,860	2,710	2,350
3階会議室	3,120	3,900	3,900	7,020	7,800	10,920	1,040	980	3階会議室	2,500	3,120	3,120	5,620	6,240	8,740	840	780
4階第1研修室	3,120	3,900	3,900	7,020	7,800	10,920	1,040	980	4階第1研修室	2,500	3,120	3,120	5,620	6,240	8,740	840	780
4階第3研修室	1,560	2,330	2,330	3,890	4,660	6,220	520	590	4階第3研修室	1,250	1,870	1,870	3,120	3,740	4,990	420	470
4階視聴覚教室	1,560	2,330	2,330	3,890	4,660	6,220	520	590	4階視聴覚教室	1,250	1,870	1,870	3,120	3,740	4,990	420	470
4階洋裁教室	1,560	2,330	2,330	3,890	4,660	6,220	520	590	4階洋裁教室	1,250	1,870	1,870	3,120	3,740	4,990	420	470
5階和室（大）	6,250	7,810	7,810	14,060	15,620	21,870	2,090	1,960	5階和室（大）	5,000	6,250	6,250	11,250	12,500	17,500	1,670	1,570
5階和室（小1）	3,120	3,900	3,900	7,020	7,800	10,920	1,040	980	5階和室（小1）	2,500	3,120	3,120	5,620	6,240	8,740	840	780
5階和室（小2）	2,630	3,510	3,510	6,140	7,020	9,650	880	880	5階和室（小2）	2,110	2,810	2,810	4,920	5,620	7,730	710	710
5階料理教室	3,900	4,680	4,680	8,580	9,360	13,260	1,300	1,170	5階料理教室	3,120	3,750	3,750	6,870	7,500	10,620	1,040	940
備考									備考								

新	旧																																																																																																																								
1～4 略 5 略 和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>1階青少年室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>2階和室 (1)</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階和室 (2)</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>1,250</td><td>1,250</td><td>2,500</td><td>320</td><td>420</td></tr></table> 備考 略 和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>2階教室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>2階和室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>3階大会議室</td><td>1,560</td><td>1,560</td><td>3,120</td><td>390</td><td>520</td></tr></table> 備考 略	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		1階青少年室	770	770	1,540	200	260	2階和室 (1)	620	620	1,240	160	210	2階和室 (2)	620	620	1,240	160	210	2階会議室	1,250	1,250	2,500	320	420	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		2階教室	770	770	1,540	200	260	2階会議室	770	770	1,540	200	260	2階和室	770	770	1,540	200	260	3階大会議室	1,560	1,560	3,120	390	520	1～4 略 5 大会議室における冷暖房装置の使用料は、基本料金の0.4倍の額（延長利用の場合にあっては、1時間につき、当該延長時間に係る区分の1時間当たりの基本料金を加算した額の0.4倍の額）とする。 6 略 和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>1階青少年室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階和室 (1)</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>130</td><td>170</td></tr><tr><td>2階和室 (2)</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>130</td><td>170</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>250</td><td>340</td></tr></table> 備考 略 和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>2階教室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階和室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>3階大会議室</td><td>1,250</td><td>1,250</td><td>2,500</td><td>320</td><td>420</td></tr></table> 備考 略	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		1階青少年室	620	620	1,240	160	210	2階和室 (1)	500	500	1,000	130	170	2階和室 (2)	500	500	1,000	130	170	2階会議室	1,000	1,000	2,000	250	340	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		2階教室	620	620	1,240	160	210	2階会議室	620	620	1,240	160	210	2階和室	620	620	1,240	160	210	3階大会議室	1,250	1,250	2,500	320	420
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
1階青少年室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
2階和室 (1)	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階和室 (2)	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階会議室	1,250	1,250	2,500	320	420																																																																																																																				
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
2階教室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
2階会議室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
2階和室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
3階大会議室	1,560	1,560	3,120	390	520																																																																																																																				
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
1階青少年室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階和室 (1)	500	500	1,000	130	170																																																																																																																				
2階和室 (2)	500	500	1,000	130	170																																																																																																																				
2階会議室	1,000	1,000	2,000	250	340																																																																																																																				
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
2階教室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階会議室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階和室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
3階大会議室	1,250	1,250	2,500	320	420																																																																																																																				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立人権文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 42 号

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市農業体験交流施設の利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例（平成20年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新					旧				
別表（第12条関係） 和泉市農業体験交流施設基本利用料金 ふれあい施設 (単位：円)					別表（第12条関係） 和泉市農業体験交流施設基本利用料金 ふれあい施設 (単位：円)				
利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00	利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00
ふれあい学習室 (1)	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>2,180</u>	<u>320</u>	ふれあい学習室 (1)	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,750</u>	<u>250</u>
ふれあい学習室 (2)	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>2,180</u>	<u>320</u>	ふれあい学習室 (2)	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,750</u>	<u>250</u>
備考 略 コミュニティ施設 (単位：円)					備考 略 コミュニティ施設 (単位：円)				
利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00	利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00
体験学習室	<u>2,330</u>	<u>3,120</u>	<u>5,450</u>	<u>780</u>	体験学習室	<u>1,870</u>	<u>2,500</u>	<u>4,370</u>	<u>630</u>

新					旧				
調理加工室	<u>1, 1 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>2, 7 2 0</u>	<u>3 9 0</u>	調理加工室	<u>9 3 0</u>	<u>1, 2 5 0</u>	<u>2, 1 8 0</u>	<u>3 1 0</u>
備考 略 バーベキュー施設（炉 1 基） 略					備考 略 バーベキュー施設（炉 1 基） 略				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 43 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、くすのき公園テニスコートの利用料金を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市都市公園条例（昭和60年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧			
別表第3（第12条関係）				別表第3（第12条関係）			
公園名	有料公園施設	単位	金額	公園名	有料公園施設	単位	金額
くすのき公園	テニスコート	1コート1時間	<u>770円</u>	くすのき公園	テニスコート	1コート1時間	<u>620円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の和泉市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 44 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた和泉市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償

（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が6万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 46 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、就労時間の調整等により住民税が非課税であるにもかかわらず令和8年度の保険料段階が上がる者について、保険料を減免する特例措置を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市介護保険条例（平成１２年和泉市条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
附 則 （令和４年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例） 第１８条 略 <u>（令和８年度分の保険料の減免の特例）</u> <u>第１９条 第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令附則第２５条の規定により令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなる者（令和７年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、そのことを本市が保有する情報で確認することができるものに限る。以下「みなし課税者」という。）がある場合であって、そのみなされることにより当該第１号被保険者の令和８年度分の保険料に係る保険料段階（第６条第１項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第２５条の規定の適用</u>	附 則 （令和４年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例） 第１８条 略

新	旧
<u>がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（以下「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも高額な保険料となる保険料段階に決定されたときは、令和8年度分の保険料について、第15条の規定にかかわらず、その決定された保険料段階によって算定した当該第1号被保険者の保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階によって算定した保険料の差額に相当する額を減免する。</u> <u>2 前項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

府費負担教育職員の手当との均衡を図るため、市費負担教育職員の手当について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（令和5年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
(教員特殊業務手当)			(教員特殊業務手当)		
第4条 略			第4条 略		
2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		
業務	区分	手当の額	業務	区分	手当の額
(中略)			(中略)		
前項第4号に掲げる業務	1 週休日等において、従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき。	<u>3,900円</u>	前項第4号に掲げる業務	1 週休日等において、従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき。	<u>3,600円</u>
	2 週休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間</u> 未満であるとき。	<u>2,600円</u>		2 週休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間</u> 未満であるとき。	<u>1,800円</u>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(教員特殊業務手当の内払)

- 2 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日の前日までに支給された教員特殊業務手当は、新条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

議案第 48 号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、池上小学校及び幸小学校並びに富秋中学校を新設校に統合する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例（昭和３９年和泉市条例第１６号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第１条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。 和泉市立国府小学校 和泉市府中町二丁目５番２０号 (中略) 同 伯太小学校 同 伯太町二丁目２４番２２号 (中略) 同 北松尾小学校 同 唐国町三丁目３番１９号 (以下略) 第２条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。 和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町一丁目２番１号 (中略) 同 光明台中学校 同 光明台一丁目２８番１号	第１条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。 和泉市立国府小学校 和泉市府中町二丁目５番２０号 (中略) 同 伯太小学校 同 伯太町二丁目２４番２２号 <u>同 池上小学校 同 池上町三丁目１４番４５号</u> (中略) 同 北松尾小学校 同 唐国町三丁目３番１９号 <u>同 幸小学校 同 幸二丁目３番１号</u> (以下略) 第２条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。 和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町一丁目２番１号 (中略) 同 光明台中学校 同 光明台一丁目２８番１号 <u>同 富秋中学校 同 富秋町二丁目２番８９号</u>

新	旧
(以下略)	(以下略)
第3条 和泉市立義務教育学校を次のとおり設置する。	第3条 和泉市立義務教育学校を次のとおり設置する。
和泉市立南松尾はつが野学園 和泉市はつが野六丁目45番1号	和泉市立南松尾はつが野学園 和泉市はつが野六丁目45番1号
同 榎尾学園 同 仏並町207番地の1	同 榎尾学園 同 仏並町207番地の1
同 富秋学園 同 富秋町二丁目2番89号	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 49 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

より一体的に生涯学習施策を推進するため、和泉市生涯学習推進委員会と和泉市社会教育委員会議の機能を統合する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																		
（設置） 第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。 （1）略 （2）教育委員会の附属機関 <table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td colspan="2">（中略）</td></tr><tr><td>和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">（以下略）</td></tr></table>	名称	担任する事務	（中略）		和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会	略	（以下略）		（設置） 第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。 （1）略 （2）教育委員会の附属機関 <table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td colspan="2">（中略）</td></tr><tr><td>和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会</td><td>略</td></tr><tr><td>和泉市生涯学習推進委員会</td><td><u>生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整に関すること。</u></td></tr><tr><td colspan="2">（以下略）</td></tr></table>	名称	担任する事務	（中略）		和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会	略	和泉市生涯学習推進委員会	<u>生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整に関すること。</u>	（以下略）	
名称	担任する事務																		
（中略）																			
和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会	略																		
（以下略）																			
名称	担任する事務																		
（中略）																			
和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会	略																		
和泉市生涯学習推進委員会	<u>生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整に関すること。</u>																		
（以下略）																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市コミュニティセンターの使用料を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和60年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新										旧											
別表（第8条関係） 和泉市コミュニティセンター基本料金 (単位：円)										別表（第8条関係） 和泉市コミュニティセンター基本料金 (単位：円)											
利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり			
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00		
1階	大集会室	9,370	12,500	13,750	21,870	26,250	35,620	3,130	3,440	1階	大集会室	7,500	10,000	11,000	17,500	21,000	28,500	2,500	2,750		
	中集会室	6,250	8,270	9,060	14,520	17,330	23,580	2,080	2,270		中集会室	5,000	6,620	7,250	11,620	13,870	18,870	1,670	1,820		
	小集会室	3,120	4,060	4,470	7,180	8,530	11,650	1,030	1,120		小集会室	2,500	3,250	3,580	5,750	6,830	9,330	840	900		
2階	調理実習室	4,210	5,620	6,110	9,830	11,730	15,940	1,410	1,530	2階	調理実習室	3,370	4,500	4,890	7,870	9,390	12,760	1,130	1,230		
	小運動室	4,710	6,270	6,270	10,980	12,540	17,250	1,570	1,570		小運動室	3,770	5,020	5,020	8,790	10,040	13,810	1,260	1,260		
	創作活動室	5,460	7,330	7,920	12,790	15,250	20,710	1,830	1,980		創作活動室	4,370	5,870	6,340	10,240	12,210	16,580	1,460	1,590		
	教養娯楽室	2,810	3,750	4,370	6,560	8,120	10,930	940	1,100		教養娯楽室	2,250	3,000	3,500	5,250	6,500	8,750	750	880		
3階	控え室（1）	1,080	1,560	1,710	2,640	3,270	4,350	380	430	3階	控え室（1）	870	1,250	1,370	2,120	2,620	3,490	290	350		
	控え室（2）	930	1,250	1,400	2,180	2,650	3,580	320	350		控え室（2）	750	1,000	1,120	1,750	2,120	2,870	250	280		
	多目的	休日	18,750	25,000	28,120	43,750	53,120	71,870	6,250		7,030	多目的	休日	15,000	20,000	22,500	35,000	42,500	57,500	5,000	5,630
	ホール	平日	15,000	20,000	22,500	35,000	42,500	57,500	5,000		5,630	ホール	平日	12,000	16,000	18,000	26,000	31,000	40,000	4,000	4,500
4	中集会室	6,750	9,000	9,000	15,750	18,000	24,750	2,250	2,250	4	中集会室	5,400	7,200	7,200	12,600	14,400	19,800	1,800	1,800		

新										旧									
階	視聴覚室	5,460	7,330	8,120	12,790	15,450	20,910	1,830	2,030	階	視聴覚室	4,370	5,870	6,500	10,240	12,370	16,740	1,460	1,630
備考										備考									
1～4 略										1～4 略									
<u>5</u> 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 入場料等の最高額が <u>2,500円</u> を超え <u>5,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.3倍の額 (2) 入場料等の最高額が <u>5,000円</u> を超え <u>7,500円</u> 以下の場合 基本料金の1.5倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>7,500円</u> を超える場合 基本料金の2倍の額 <u>6、7</u> 略										<u>5</u> 多目的ホールにおける冷暖房装置の使用料は、1時間につき <u>1,400円</u> とする。 <u>6</u> 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 入場料等の最高額が <u>2,000円</u> を超え <u>4,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.3倍の額 (2) 入場料等の最高額が <u>4,000円</u> を超え <u>6,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.5倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>6,000円</u> を超える場合 基本料金の2倍の額 <u>7、8</u> 略									
和泉市北部コミュニティセンター基本料金 略										和泉市北部コミュニティセンター基本料金 略									

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- この条例による改正後の和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用であって令和8年10月1日以後に許可を受けたもの（多目的ホールにおける冷暖房装置にあつては、施行日以後の利用）に係る料金について適用し、令

和8年9月30日以前に許可を受けたもの（多目的ホールにおける冷暖房装置にあつては、施行日前の利用）に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 51 号

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市生涯学習センターの利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市生涯学習センター条例（平成14年和泉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧												
別表第1（第11条関係） 和泉市生涯学習センター基本利用料金 （1）施設 (単位：円)									別表第1（第11条関係） 和泉市生涯学習センター基本利用料金 （1）施設 (単位：円)												
利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり			
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00		
文化ホール	休日	39,830	53,120	58,430	92,950	111,550	151,380	13,280	14,610	文化ホール	休日	31,870	42,500	46,750	74,370	89,250	121,120	10,630	11,690		
	平日	31,870	42,500	46,750	74,370	89,250	121,120	10,630	11,690		平日	25,500	34,000	37,400	59,500	71,400	96,900	8,500	9,350		
楽屋（小）		880	1,180	1,180	2,060	2,360	3,240	300	300	楽屋（小）		710	950	950	1,660	1,900	2,610	240	240		
楽屋（中）		1,400	1,870	2,020	3,270	3,890	5,290	470	510	楽屋（中）		1,120	1,500	1,620	2,620	3,120	4,240	380	410		
楽屋（大）		1,870	2,500	2,810	4,370	5,310	7,180	630	710	楽屋（大）		1,500	2,000	2,250	3,500	4,250	5,750	500	570		
リハーサル室		5,920	7,900	7,900	13,820	15,800	21,720	1,980	1,980	リハーサル室		4,740	6,320	6,320	11,060	12,640	17,380	1,580	1,580		
多目的室		8,430	11,250	11,510	19,680	22,760	31,190	2,820	2,880	多目的室		6,750	9,000	9,210	15,750	18,210	24,960	2,250	2,310		
スタジオ		1時間につき650円									スタジオ		1時間につき520円								
学習室（小）		2,200	2,930	2,930	5,130	5,860	8,060	740	740	学習室（小）		1,760	2,350	2,350	4,110	4,700	6,460	590	590		
学習室（大）		8,430	11,250	12,080	19,680	23,330	31,760	2,820	3,020	学習室（大）		6,750	9,000	9,670	15,750	18,670	25,420	2,250	2,420		
和室		3,370	4,500	4,500	7,870	9,000	12,370	1,130	1,130	和室		2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900	900	900		
ギャラリー		18,750	25,000	27,500	43,750	52,500	71,250	6,250	6,880	ギャラリー		15,000	20,000	22,000	35,000	42,000	57,000	5,000	5,500		
茶室		3,570	4,760	4,760	8,330	9,520	13,090	1,190	1,190	茶室		2,860	3,810	3,810	6,670	7,620	10,480	960	960		
特別教室（運動室）		3,230	4,310	4,310	7,540	8,620	11,850	1,080	1,080	特別教室（運動室）		2,590	3,450	3,450	6,040	6,900	9,490	870	870		

新									旧								
特別教室（調理実習室）	4,680	6,250	6,720	10,930	12,970	17,650	1,570	1,680	特別教室（調理実習室）	3,750	5,000	5,380	8,750	10,380	14,130	1,250	1,350
特別教室（工房）	4,680	6,250	6,580	10,930	12,830	17,510	1,570	1,650	特別教室（工房）	3,750	5,000	5,270	8,750	10,270	14,020	1,250	1,320
備考									備考								
1～5 略									1～5 略								
6 利用者が文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。									6 利用者が文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。								
(1) 入場料等の最高額が <u>2,500円</u> を超え <u>5,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額									(1) 入場料等の最高額が <u>2,000円</u> を超え <u>4,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額								
(2) 入場料等の最高額が <u>5,000円</u> を超え <u>7,500円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額									(2) 入場料等の最高額が <u>4,000円</u> を超え <u>6,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額								
(3) 入場料等の最高額が <u>7,500円</u> を超える場合 基本利用料金の2倍の額									(3) 入場料等の最高額が <u>6,000円</u> を超える場合 基本利用料金の2倍の額								
7、8 略									7、8 略								
(2) 略									(2) 略								
和泉市生涯学習サポート館基本利用料金									和泉市生涯学習サポート館基本利用料金								
(単位：円)									(単位：円)								
利用時間区分 利用室名等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	9:00～18:00	18:00～22:00		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	9:00～18:00	18:00～22:00
学習活動室1	1,760	2,350	2,350	4,110	4,700	6,460	590	590	学習活動室1	1,410	1,880	1,880	3,290	3,760	5,170	470	470
学習活動室2	2,560	3,420	3,420	5,980	6,840	9,400	860	860	学習活動室2	2,050	2,740	2,740	4,790	5,480	7,530	690	690
学習活動室3	7,020	9,370	9,760	16,390	19,130	26,150	2,350	2,440	学習活動室3	5,620	7,500	7,810	13,120	15,310	20,930	1,880	1,960
創作活動室	2,420	3,230	3,230	5,650	6,460	8,880	810	810	創作活動室	1,940	2,590	2,590	4,530	5,180	7,120	650	650
和室1	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000	1,000	和室1	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800	800	800
和室2	1,980	2,650	2,650	4,630	5,300	7,280	670	670	和室2	1,590	2,120	2,120	3,710	4,240	5,830	530	530
体育室	1時間につき 1,250円（18時以降は1,370円）								体育室	1時間につき 1,000円（18時以降は1,100円）							
トレーニング室	1人1回につき 250円								トレーニング室	1人1回につき 200円							
備考 略									備考 略								
別表第2（第11条関係）									別表第2（第11条関係）								
個人利用（共用利用）									個人利用（共用利用）								

新			旧		
区分	幼児・児童・生徒	一般	区分	幼児・児童・生徒	一般
1人1回（2時間以内）につき	<u>130円</u>	<u>250円</u>	1人1回（2時間以内）につき	<u>100円</u>	<u>200円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市生涯学習センター条例別表第1及び別表第2の規定は、令和9年4月1日以後の利用であって、同年1月1日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあつては、令和8年10月1日）以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、令和8年12月31日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあつては、同年9月30日）以前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第 52 号

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立図書館集会室の利用料金を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立図書館条例(平成22年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧								
別表（第 1 3 条関係） 集会室基本利用料金 (単位：円)									別表（第 1 3 条関係） 集会室基本利用料金 (単位：円)								
利用 時間 区分 利用 室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用 時間 区分 利用 室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
	集会室1	<u>3,750</u>	<u>5,000</u>	<u>5,460</u>	<u>8,750</u>	<u>10,460</u>	<u>14,210</u>	<u>1,250</u>	<u>1,370</u>	集会室1	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,370</u>	<u>7,000</u>	<u>8,370</u>	<u>11,370</u>	<u>1,000</u>
集会室2	<u>2,960</u>	<u>3,900</u>	<u>4,370</u>	<u>6,860</u>	<u>8,270</u>	<u>11,230</u>	<u>980</u>	<u>1,100</u>	集会室2	<u>2,370</u>	<u>3,120</u>	<u>3,500</u>	<u>5,490</u>	<u>6,620</u>	<u>8,990</u>	<u>790</u>	<u>880</u>
備考 略									備考 略								

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立図書館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 53 号

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立体育館の利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立体育館条例（昭和 5 1 年和泉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
別表第 1（第 1 2 条関係）			別表第 1（第 1 2 条関係）		
区分		基本利用料金	区分		基本利用料金
市民体育館	大体育室	1時間 <u>2,500円</u>	市民体育館	大体育室	1時間 <u>2,000円</u>
	小体育室	1時間 <u>930円</u>		小体育室	1時間 <u>750円</u>
	会議室	1時間 <u>370円</u>		会議室	1時間 <u>300円</u>
コミュニティ 体育館	体育室全面	1時間 <u>4,000円</u>	コミュニティ 体育館	体育室全面	1時間 <u>3,200円</u>
	体育室 1/2 面	1時間 <u>2,500円</u>		体育室 1/2 面	1時間 <u>2,000円</u>
	体育室 1/4 面	1時間 <u>1,250円</u>		体育室 1/4 面	1時間 <u>1,000円</u>
	会議室	1時間 <u>750円</u>		会議室	1時間 <u>600円</u>
	研修室	1時間 <u>750円</u>		研修室	1時間 <u>600円</u>
備考 略			備考 略		
別表第 2（第 1 2 条関係）			別表第 2（第 1 2 条関係）		
個人利用（共用利用）			個人利用（共用利用）		
区分	幼児・児童・生徒	一般	区分	幼児・児童・生徒	一般

新			旧		
1 人 1 回 (2 時間以内) につき	<u>120円</u>	<u>250円</u>	1 人 1 回 (2 時間以内) につき	<u>100円</u>	<u>200円</u>
備考 略			備考 略		
別表第 3 (第 1 2 条関係)			別表第 3 (第 1 2 条関係)		
トレーニング室利用			トレーニング室利用		
区分		基本利用料金	区分		基本利用料金
1 人 1 回 (2 時間以内) につき		<u>250円</u>	1 人 1 回 (2 時間以内) につき		<u>200円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立体育館条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 54 号

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立運動施設の利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立運動施設条例（昭和59年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧			
別表第 1 （第 1 1 条関係）				別表第 1 （第 1 1 条関係）			
施設名 光 明 池 球 技 場	区分 テニスコ ート		全面	1コート1時間 <u>770円</u>			
			略	略			
	運動広場	(A)	休日 1時間	<u>1,250円</u>			
			平日 1時間	<u>1,000円</u>			
		(B)	休日 1時間	<u>620円</u>			
			平日 1時間	<u>500円</u>			
		略	略				
			略				
	光 明 池 緑 地運動場	テニスコート		1コート1時間 <u>770円</u>			
テニス練習板		1人 1時間 <u>150円</u>					
運動広場 A		休日 1時間	<u>1,250円</u>				
		平日 1時間	<u>1,000円</u>				

施設名 光 明 池 球 技 場	区分 テニスコ ート		全面	1コート1時間 <u>620円</u>	
			略	略	
	運動広場	(A)	休日 1時間	<u>1,000円</u>	
			平日 1時間	<u>800円</u>	
		(B)	休日 1時間	<u>500円</u>	
			平日 1時間	<u>400円</u>	
		略	略		
			略		
	光 明 池 緑 地運動場	テニスコート		1コート1時間 <u>620円</u>	
テニス練習板		1人 1時間 <u>120円</u>			
運動広場 A		休日 1時間	<u>1,000円</u>		
		平日 1時間	<u>800円</u>		

新				旧			
総合スポーツセンター	運動広場 B		休日 1時間 <u>1,250円</u>	総合スポーツセンター	運動広場 B		休日 1時間 <u>1,000円</u>
			平日 1時間 <u>1,000円</u>				平日 1時間 <u>800円</u>
	野球場	全面	休日 1時間 <u>3,750円</u>		野球場	全面	休日 1時間 <u>3,000円</u>
			平日 1時間 <u>2,500円</u>				平日 1時間 <u>2,000円</u>
		略	略			略	略
	多目的グラウンド	全面	休日 1時間 <u>6,250円</u>		多目的グラウンド	全面	休日 1時間 <u>5,000円</u>
			平日 1時間 <u>5,000円</u>				平日 1時間 <u>4,000円</u>
		半面	休日 1時間 <u>3,740円</u>			半面	休日 1時間 <u>3,000円</u>
			平日 1時間 <u>3,120円</u>				平日 1時間 <u>2,500円</u>
		照明設備	<u>全灯30分 2,500円</u>			照明設備	<u>全灯30分 2,500円</u>
			<u>1/2灯30分 1,250円</u>				<u>1/2灯30分 1,250円</u>
	テニスコート	全面	1コート1時間 <u>1,250円</u>		テニスコート	全面	1コート1時間 <u>1,000円</u>
		略	略			略	略
	多目的室		1時間 <u>1,000円</u>		多目的室		1時間 <u>800円</u>
	榎尾川公園テニスコート	全面	1コート1時間 <u>770円</u>		榎尾川公園テニスコート	全面	1コート1時間 <u>620円</u>
備考 略				備考 略			
別表第2（第11条関係） 個人利用（共用利用）				別表第2（第11条関係） 個人利用（共用利用）			

新			旧		
施設名	区分	基本利用料金	施設名	区分	基本利用料金
光明池球技場	運動広場	休日 1人1時間 <u>150円</u>	光明池球技場	運動広場	休日 1人1時間 <u>120円</u>
		平日 1人1時間 <u>120円</u>			平日 1人1時間 <u>100円</u>
光明池緑地運動場	運動広場 A・運動広場 B	休日 1人1時間 <u>150円</u>	光明池緑地運動場	運動広場 A・運動広場 B	休日 1人1時間 <u>120円</u>
		平日 1人1時間 <u>120円</u>			平日 1人1時間 <u>100円</u>
総合スポーツセンター	野球場	1人1時間 <u>120円</u>	総合スポーツセンター	野球場	1人1時間 <u>100円</u>
	多目的グラウンド	1人1時間 <u>120円</u>		多目的グラウンド	1人1時間 <u>100円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立運動施設条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 55 号

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市温水プールの利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例（案）

和泉市温水プール条例（平成8年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧			
別表（第12条関係） 温水プール利用料金表				別表（第12条関係） 温水プール利用料金表			
区分			利用料金	区分			利用料金
一時利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1回（3時間） <u>400円</u> 1時間増すごとに <u>140円</u>	一時利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1回（3時間） <u>320円</u> 1時間増すごとに <u>110円</u>
		大人	1人1回（3時間） <u>800円</u> 1時間増すごとに <u>270円</u>			大人	1人1回（3時間） <u>640円</u> 1時間増すごとに <u>220円</u>
	トレーニング 室	大人	1人1回（3時間） <u>660円</u> 1時間増すごとに <u>220円</u>		トレーニング 室	大人	1人1回（3時間） <u>640円</u> 1時間増すごとに <u>220円</u>
	共通	大人	1人1回（3時間） <u>1,200円</u> 1時間増すごとに <u>400円</u>		共通	大人	1人1回（3時間） <u>960円</u> 1時間増すごとに <u>320円</u>
定期利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1か月 <u>3,120円</u>	定期利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1か月 <u>2,500円</u>
		大人	1人1か月 <u>6,250円</u>			大人	1人1ヵ月 <u>5,000円</u>

新				旧			
	トレーニング室	大人	1人1か月 <u>5,150円</u>		トレーニング室	大人	1人1か月 <u>5,000円</u>
	共通	大人	1人1か月 <u>9,370円</u>		共通	大人	1人1か月 <u>7,500円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市温水プール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。